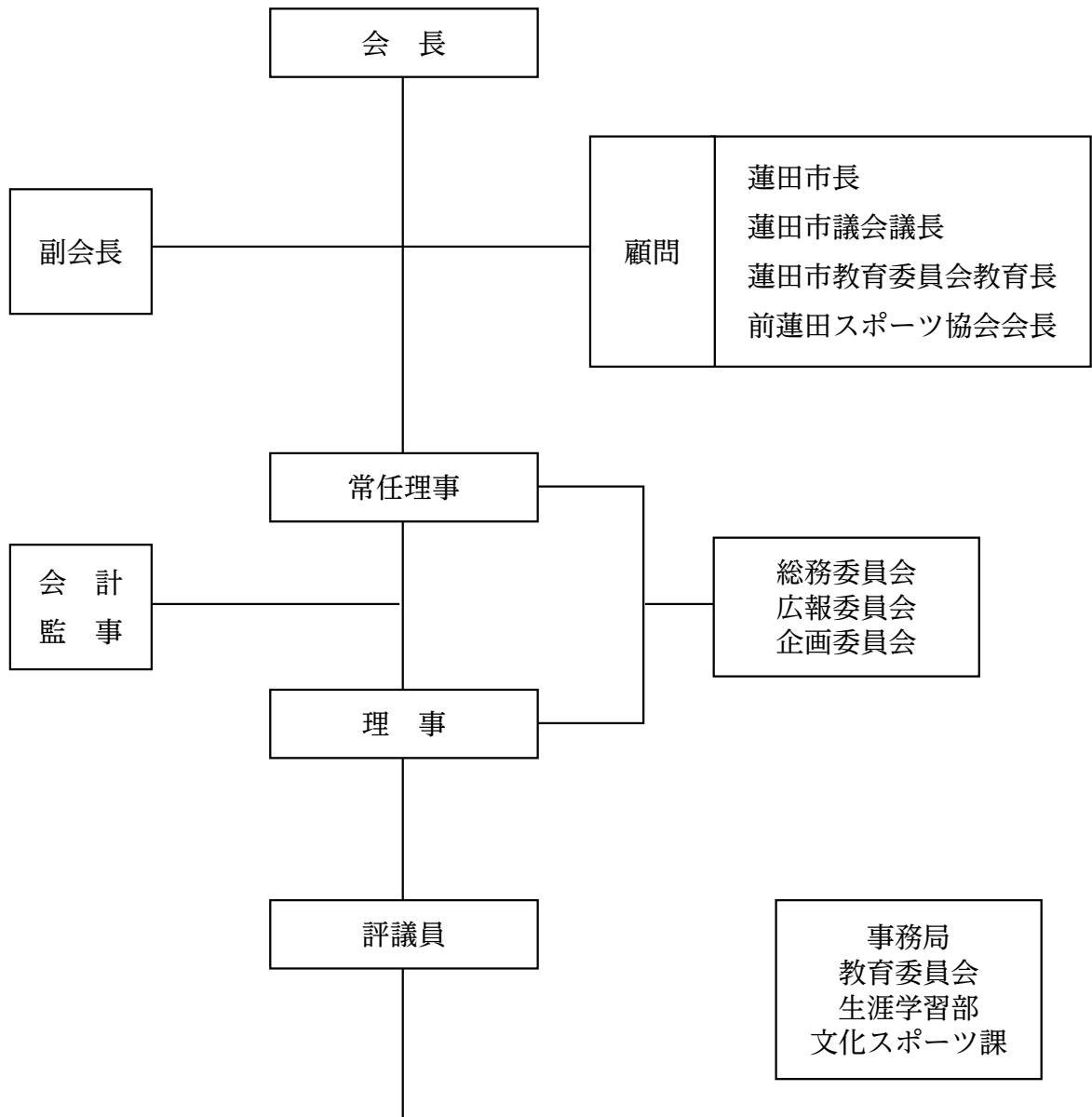


## 蓮田市スポーツ協会組織図



加 盟 団 体	
ソフトテニス連盟	剣 道 連 盟
ソフトボール協会	空 手 道 連 盟
柔 道 会	ス キ ー 連 盟
野 球 連 盟	太 極 拳 協 会
卓 球 連 盟	蓮 田 合 気 会
バレーボール連盟	陸 上 競 技 協 会
サ ッ カ ー 協 会	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル 連 盟
バドミントン連盟	中 学 校 体 育 連 盟
テ ニ ス 協 会	

## 蓮田市スポーツ協会常任理事

令和4・5年度

役 職	氏 名	所 属
会 長	庄 山 勝 義	ソフトテニス連盟
副 会 長	齋 藤 昌 司	バレーボール連盟
〃	平 松 秀 雄	ソフトボール協会
	山 口 恒 雄	柔 道 会
常 任 理 事	荒 井 健 二	野 球 連 盟
〃	岩 崎 俊 一	卓 球 連 盟
〃	森 田 利 雄	バレーボール連盟
〃	中 野 政 廣	サ ッ カ ー 協 会
〃	野 本 眞 吾	バドミントン連盟
〃	大 越 博 美	テ ニ ス 協 会
〃	下 川 龍 二	剣 道 連 盟
〃	塩 野 谷 功 一	空 手 道 連 盟
〃	亘 宏 邦	ス キ ー 連 盟
〃	成 田 能 祥	太 極 拳 協 会
〃	田 中 嶋 暢 久	蓮 田 合 気 会
〃	菅 原 和 浩	陸 上 競 技 協 会
〃	戸 田 祥 史	バスケットボール連盟
〃	安 田 修 一	中 学 校 体 育 連 盟



# 蓮田市スポーツ協会規約

(名称)

第1条 本会は、蓮田市スポーツ協会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、教育委員会に事務局を置く。

(目的)

第3条 本会は、蓮田市のスポーツ団体を統轄し、これを代表するもので、これらの団体と連絡調整を図り健全なスポーツの普及発展に努め、スポーツの活性化を促進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツの宣伝、指導及び奨励
- (2) スポーツ団体の連絡、指導並びに助成
- (3) 各種スポーツ大会、講習会
- (4) スポーツ指導者の養成
- (5) スポーツ功労者、優秀選手、団体の表彰
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

(組織)

第5条 本会は、市内で結成され、種目別に構成されたアマチュアのスポーツ団体をもって組織する。

2 加盟団体は本会の事業に協力しなければならない。

(加盟・脱会)

第6条 本会に加盟を希望する団体は、加盟申請書を提出しなければならない。

2 脱会しようとする団体は会長に脱会届を提出しなければならない。

3 加盟、脱会の承認は総会において決定する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会長   | 1 名 |
| (2) 副会長  | 若干名 |
| (3) 常任理事 | 若干名 |
| (4) 理事   | 若干名 |
| (5) 会計   | 2 名 |
| (6) 監事   | 2 名 |

(役員を選出)

第8条 本会の役員選出等は、次のとおりとする。

(1) 会長及び副会長、監事は、総会で選出する。

- 
- (2) 理事は、加盟団体で2名を選出する。ただし、そのうち1名を常任理事とする。
  - (3) 常任理事は、加盟団体の長をもってこれに充てる。
  - (4) 会計は、常任理事会で互選する。
  - (5) 顧問は、総会の承認を経て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
- (3) 常任理事は、常任理事会を組織し、重要な事項を協議決定する。
- (4) 理事は、常任理事とともに理事会を組織し、事業の遂行にあたる。
- (5) 会計は、本会の総ての会計事務を処理する。
- (6) 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第11条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会
- (2) 常任理事会
- (3) 理 事 会

(総 会)

第12条 総会は、本会の最高決議機関であって役員及び評議員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催し、次の事項を審議し、承認する。
  - (1) 本会の全体計画、方針
  - (2) 本会の年間予算、決算
  - (3) その他重要事項
- 3 評議員は各加盟団体より1名とする。
- 4 臨時総会は常任理事会の決議により開催することができる。

(常任理事会・理事会)

第13条 常任理事会及び理事会は、必要あるとき開催し、本規約で規定した事項を審議遂行する。

(議 長)

第14条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(会議の成立)

第15条 会議は、構成員の3分の2以上によって成立する。ただし、構成員は委任状をもって

---

出席にかえることができる。

(議 決)

第16条 会議は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(専門委員会)

第17条 本会の事業を遂行するため、会長は必要に応じ各種の専門委員をおくことができる。

(会 計)

第18条 本会の経費は、負担金及び会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(負担金)

第20条 本会の負担金は年額とし、その額は常任理事会で決定する。

(負担金の返還)

第21条 納入した負担金は、理由の如何を問わず返還しない。

(細 則)

第22条 本規約執行上必要な細則は、常任理事会に諮り会長が定める。

(改 正)

第23条 本規約の改正は、総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

附 則

- 1 本規約は、昭和53年5月12日より施行する。
- 2 昭和47年10月1日施行の規約は、廃止する。
- 3 本規約は、昭和57年5月28日より施行する。
- 4 昭和57年5月28日施行の規約は、廃止する。
- 5 本規約は、昭和59年5月17日より施行する。
- 6 本規約は、平成8年5月19日より施行する。
- 7 本規約は、平成18年5月13日より施行する。
- 8 本規約は、令和3年4月1日より施行する。
- 9 本規約は、令和3年6月28日より施行する。

## 蓮田市スポーツ協会表彰規程

### (目的)

第1条 本会は、蓮田市(以下「市」という。)の体育及びスポーツの振興に貢献し、その功績顕著なもの及びスポーツ界で優秀な成績をおさめたものを永く顕彰するため、本規程により蓮田市スポーツ協会が表彰する。

### (スポーツ賞の種類)

第2条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 功労賞
- 2 優秀選手賞
- 3 奨励賞

### (組織)

第3条 次の各号に該当するもので市内在住、在勤者を原則とする。

ただし、その他特例として表彰を受けたい者(優秀選手賞を除く)については常任理事会で決定する。

#### 1 功労賞

次の各号のいずれかに該当するもので、未だ表彰を受けてないもの。

- ア 市の体育及びスポーツの振興に著しく功績のあったもの。
- イ 市にあって多年体育及びスポーツの指導に精励し、著しく功績があり、他の模範であるもの。
- ウ 連盟等創立に創立者等として著しく功績のあったもの。

#### 2 優秀選手賞

一般運動選手(又はチーム)で特に優秀な技術を発揮して他の模範と認められるもので選考は次の基準とする。

- ア 全国大会出場者、関東大会等出場者、県大会3位以上に入賞したもの。
- イ 国際大会、国際試合に参加したもの。
- ウ 日本記録を更新したもの。(日本タイ記録含む)

#### 3 奨励賞

ア 各加盟団体の発展に寄与し、他の模範である者で各団体推薦は3名以内とする。

### (受賞者の推薦)

第4条 3条に該当するものがあるときは、加盟団体長及び常任理事が、次の事項を記載し、スポーツ協会長に推薦するものとする。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 住所
- 4 職業
- 5 所属団体
- 6 業績
- 7 推薦理由
- 8 その他

### (受賞者の選考)

第5条 4条により推薦されたものについて、選考委員会において選考し、常任理事会で決定する。選考委員は会長が委嘱する。

---

(表彰の時期)

第6条 表彰は総会時に行うものとする。

附 則

- 1 本規程は、昭和56年6月23日から施行する。
- 2 本規程は、昭和59年5月17日から施行する。
- 3 本規程は、平成7年5月21日から施行する。
- 4 本規程は、平成19年3月29日から施行する。
- 5 本規程は、令和3年6月28日から施行する。

(細 則)

第1条 表彰に係わる細則は次のとおりとする。

(1) 個人表彰に係る賞状・記念品は、次のとおりとし、このほか賞状1枚を授与する。

1 功労賞

賞状並びに記念品 (5,000円相当)

2 優秀選手賞

賞状並びに記念品 (1,500円相当)

3 奨励賞

賞状並びに記念品 (2,500円相当)

(2) なお、団体の表彰者には、賞状1枚、額1つを授与する。

(3) その他必要により会長並びに選考委員が決定する。

1 この細則は、平成24年6月8日より施行する。

---

## 編集後記

蓮田市スポーツ協会が創立50周年を迎えるにあたり、記念行事の一つとして記念誌を発刊することになりました。スポーツ協会各団体の中から代表委員をお願いし、蓮田市スポーツ協会創立50周年記念誌委員会を発足しました。記念誌の発刊は、10周年記念誌以来40年振りとなり、数回の打合せを経て編集作業に取り掛かりました。40年間の歴史には多くの資料の調査と先輩方への聞き取りを進めながら、事務局の粘り強い作業のおかげで発刊することができました。

各団体の状況としては、昭和50年代をピークに構成人員は減少しており、役員を含め高齢化も進んでいます。身体と心の健康を維持するためにも多くの人にスポーツを楽しんでもらう必要性を感じています。

発刊にあたり原稿、資料等提供にご協力いただきました皆様に編集委員一同、深く感謝申し上げます。

この記念誌を多くの方に見ていただき、蓮田市スポーツ協会各団体の飛躍、発展、会員の拡大に役立てていただければ幸いです。

令和5年3月31日

蓮田市スポーツ協会創立50周年記念誌委員会

委員長 平松 秀雄

### 蓮田市スポーツ協会創立50周年記念誌委員会

委員長 平松 秀雄（蓮田市スポーツ協会副会長）  
委員 岩崎 俊一（蓮田市スポーツ協会常任理事）  
委員 加藤 啓一（蓮田市ソフトボール協会）  
委員 矢島 悦夫（蓮田市スキー連盟）

### 事務局（教育委員会生涯学習部文化スポーツ課）

小野寺 潤（課長）  
久保寺 隆（スポーツ振興担当）  
矢島 悦夫（スポーツ振興担当）



創立50周年記念誌

# 「50年のあゆみ」

令和5年3月31日発刊

発行 蓮田市スポーツ協会

事務局 〒349-0133 埼玉県蓮田市大字閨戸2343番地1  
(蓮田市総合市民体育館 パルシー)

TEL 048-768-1717 FAX 048-768-1817

E-mail : bunkakaikan@city.hasuda.lg.jp

印刷所 中央プリント株式会社

〒345-0024 北葛飾郡杉戸町大字堤根3947-2

TEL 0480-32-0045